

陳述書の提出等について（注意）

- 競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。
- 入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。
- 陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。
- 陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。
- 陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。
- 陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する口にチェックを入れてください。

| 陳述書 (買受申出人(個人) 本人用) | |
|------------------------|---|
| 大阪地方裁判所執行官 殿 | |
| 事件番号 | <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年()第 号 物件番号 |
| 陳述 | 私は、暴力団員等ではありません。 |
| | 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 |
| | <input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 |
| (陳述書作成日)令和 年 月 日 | |
| 買受申出人(個人) | 住所 |
| | (フリガナ) |
| | 氏名 |
| | 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 |
| | 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日 |

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する口にチェックを入れてください。

| 陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用) | |
|-------------------------|---|
| 大阪地方裁判所執行官 殿 | |
| 事件番号 | <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年()第 号 物件番号 |
| 陳述 | 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 |
| | 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 |
| | <input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 |
| (陳述書作成日)令和 年 月 日 | |
| 買受申出人(法人) | 法人の所在地 |
| | 法人の名称 |
| | 代表者氏名 |
| | 役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり |

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全額事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する口にチェックを入れてください。

| 買受申出人(法人)の役員に関する事項 | |
|--------------------|--|
| 1 | 住所 |
| | (フリガナ) |
| | 氏名 |
| | 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 |
| 2 | 住所 |
| | (フリガナ) |
| | 氏名 |
| | 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 |
| 3 | 住所 |
| | (フリガナ) |
| | 氏名 |
| | 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 |
| 4 | 住所 |
| | (フリガナ) |
| | 氏名 |
| | 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 |

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員は5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期間入札の公告

令和 8年 3月25日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高崎 幸次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

| | |
|--|--|
| 入札期間 | 令和 8年 4月 9日 午前 9時00分から 令和 8年 4月16日 午後 5時00分まで |
| 開札期日 | 日 時 令和 8年 4月23日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場 |
| 売却決定 期日 | 日 時 令和 8年 5月12日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部 |
| 買受申出の保証の 提供方法 | 下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書 |
| 買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条) | ☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。 |
| 一般の閲覧に供するため, 令和 8年 3月25日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。 | |



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 東大阪市西岩田三丁目111番地3

建物の名称 八戸ノ里スカイハイツ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 西岩田三丁目111番3の1014

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 10階部分 58.64平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 東大阪市西岩田三丁目111番3

地 目 宅地

地 積 6895.84平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1277073分の5864



物件明細書

令和 8年 2月 9日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高崎 幸次

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 東大阪市西岩田三丁目111番地3

建物の名称 八戸ノ里スカイハイツ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 西岩田三丁目111番3の1014

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 10階部分 58.64平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 東大阪市西岩田三丁目111番3

地 目 宅地

地 積 6895.84平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1277073分の5864



令和7年(ケ)第460号
令和7年12月24日受理
令和 年 8.2.5日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 森 川 友 智

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 東大阪市西岩田三丁目111番地3

建物の名称 八戸ノ里スカイハイツ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 西岩田三丁目111番3の1014

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 10階部分 58.64平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 東大阪市西岩田三丁目111番3

地 目 宅地

地 積 6895.84平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1277073分の5864



| | | |
|-----------------|--|---|
| 不動産の表示 | 「物件目録」のとおり | |
| 住居表示 | 大阪府東大阪市西岩田3丁目1番15-1014号(八戸ノ里スカイハイツ) | |
| 建 物 | 物件1 | |
| 種類、構造及び床面積の概略 | <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積: | |
| 物件目録にない附属建物 | <input checked="" type="checkbox"/> ない 種類: <input type="checkbox"/> ある { 構造: 床面積: | |
| 占有者及び占有状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者(破産管財人) <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり | |
| 管理費等の状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 下記のとおり 管理費 5,540円(月額) 修繕積立金 9,860円(月額) | 令和8年1月19日現在 <input type="checkbox"/> 滞納はない <input checked="" type="checkbox"/> 滞納がある(令和8年1月分) 合計 15,400円 |
| 管理費等照会先 | 株式会社長谷工コミュニティ大阪支店 | |
| その他の事項 | 「その他の事項」のとおり | |
| 敷 地 権 | 符号1 | |
| 現況地目 | <input checked="" type="checkbox"/> 宅地(符号1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(符号) <input type="checkbox"/> (符号) | |
| 形 状 | <input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/> | |
| 敷地権の種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 所有権(符号1) <input type="checkbox"/> 地上権(符号) <input type="checkbox"/> 賃借権(符号) <input type="checkbox"/> (符号) | |
| その他の事項 | 「その他の事項」のとおり | |
| 執行官保管の仮処分 | <input checked="" type="checkbox"/> ない [地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 <input type="checkbox"/> ある [保管開始日 令和 年 月 日 | |
| 敷地権以外の土地(目的外土地) | <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり) | |
| 土地建物の位置関係 | <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり | |

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

(表札等の表示)

- 1 表札の表示 なし
- 2 集合郵便受けの表示 破産者Aの姓が表示されている。

(敷地権の目的たる土地(符号1)(以下「目的土地」という。)の現況について)

- 1 目的土地を適宜概観したところ、形状および地積は概ね地積測量図のとおりであると思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- 2 目的土地は目的建物の存在する八戸ノ里スカイハイツというマンションの敷地部分となっている。
- 3 目的土地の北側および西側接面道路は、建築基準法上の道路である。東側で接面する道路は、建築基準法上の道路ではない。

(目的建物の現況について)

- 1 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- 2 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- 3 目的建物内には、動産類はほとんど存在しない。
- 4 目的建物は、八戸ノ里スカイハイツという名称の11階建てマンションの10階部分に位置する。
- 5 目的建物については、リビングの南側の壁に直径15センチ程度の穴が開いており、南東側洋室の北側の壁およびキッチンの東側の壁に一部異なる壁紙が貼られている箇所があり、同部分を手で触って確認すると小さなきずがあることが確認できたほかは、経年相当の劣化、損耗が認められる。

(その他の状況について)

- 1 令和8年1月19日時点での管理費等以外の滞納金として、水道料2,971円(令和8年1月分)がある。
- 2 マンション管理会社から上記1のほか、以下のとおり回答があった。
当マンションの駐車場は全部で103台分あり、現在空きがある。当マンションは、管理規約によりペットの飼育は禁止されていない。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

| 関係人の陳述等 | |
|--|---|
| 陳述者 (当事者等との関係) | 陳述内容等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 破産管財人弁護士 | <ol style="list-style-type: none">1 本物件は、私が破産者Aの破産管財人として管理しています。本物件の一部を誰かに貸したりなどはしていません。2 本物件からAは転居済みであり、空き家の状況です。3 本物件を破産財団から放棄する予定はなく、任意売却を検討しているところです。 |

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

(目的物件の占有関係)

関係人の陳述、回答書、立入調査の結果から、目的建物は、所有者（破産管財人）が住居（空き家）として使用し、占有しているものと認める。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

| 調査の経過 | | |
|---|--------------------|----------------------|
| 調査の日時 | 調査の場所等 | 調査の方法等 |
| 令和7年12月26日 | 執行官室 | ライフライン調査、破産管財人宛照会書送付 |
| 令和7年12月26日 11:40 - 11:45 | 中之島図書館 | 物件等調査 |
| 令和7年12月26日 12:20 - 12:30 | 東大阪市役所 | 道路等調査 |
| 令和7年12月26日 12:50 - 13:05 | 物件所在地 | 物件および占有調査、居住者宛照会書投函 |
| 令和8年1月15日 11:00 - 11:15 | 破産管財人事務所（中央区北浜2丁目） | 破産管財人から聴取、鍵の借用 |
| 令和8年1月20日 11:50 - 11:55 | 大阪法務局北出張所 | 公図等調査 |
| 令和8年1月21日 13:00 - 13:20 | 物件所在地 | 立入調査（評価人帯同） |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| <p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和年月日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p> | | |

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

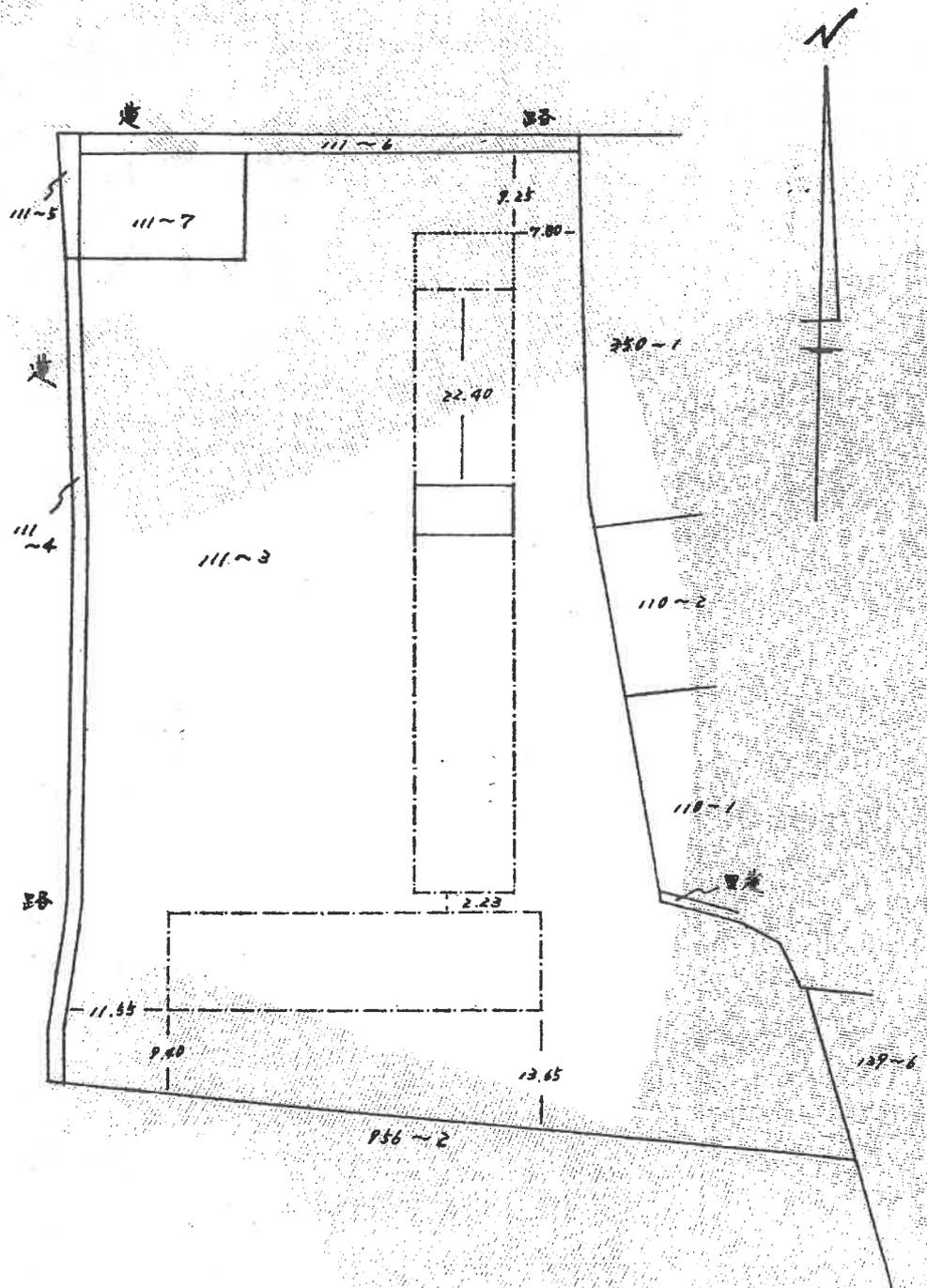
(6枚目)

土地・建物位置関係図

(←○写真撮影位置・方向)

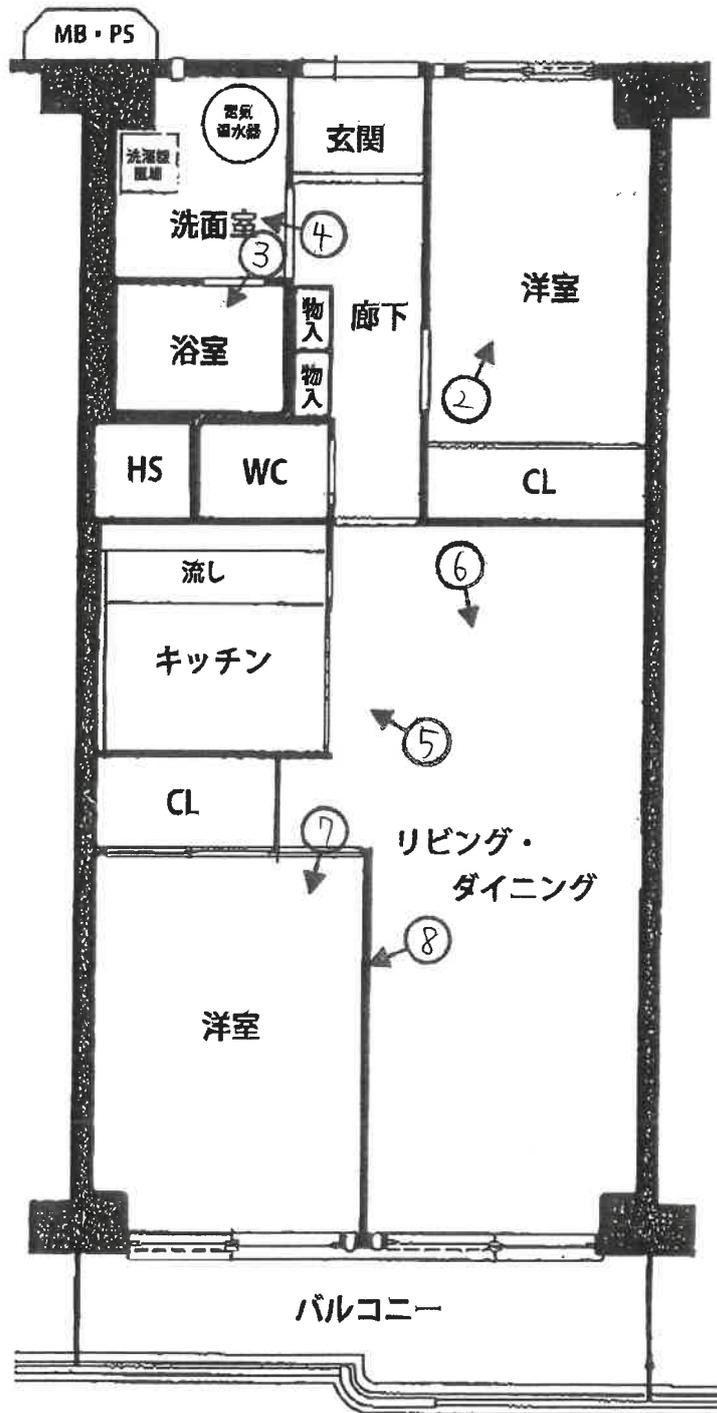


専有部分の表示



令和7年(ケ)第460号

間取略図



【写真】

①

目的建物の存する1棟のマンション



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧ リビングの南側壁の状況



令和7年（ケ） 第460号

令和8年1月21日 現地調査

令和8年2月3日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

(敷地権(所有権)付マンション)

評価人 不動産鑑定士

北谷 奈穂子

第1 評価額

| 物件番号 | 評 価 額 |
|------|--------------|
| 物件1 | 金 7,310,000円 |

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

| 番号 | 所在等 | 登記 | 現況 |
|----|---|------------|----|
| 1 | (一棟の建物の表示) 所在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家屋番号 建物の名称 種類 構造 床面積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地目 地積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合 | 物件目録記載のとおり | 同左 |
| 番号 | 特記事項 | | |
| | 特にない | | |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

| | | | |
|--|--|-----------------------------|------------------|
| 位置・交通 | 近鉄奈良線 八戸ノ里駅 北東方 道路距離 約1.3km (別添「位置図」参照) 最寄バス停 近鉄バス 新家バス停留所 南方 近接 | | |
| 付近の状況 | 一般住宅、共同住宅、店舗等が混在する地域 | | |
| 主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制) | 都市計画区分 | 市街化区域 | |
| | | 東方都市計画道路境界から50mまで | 東方都市計画道路境界から50m超 |
| | 用途地域 | 近隣商業地域 | 準工業地域 |
| | 建ぺい率 | 80% | 60% |
| | 容積率 | 400% | 200% |
| | 防火規制 | 防火地域 | 準防火地域 |
| その他の規制 | 埋蔵文化財包蔵地「意岐部遺跡(対象地全域)」、 「西岩田遺跡(南東側の一部)」 宅地造成等工事規制区域 | | |
| 面地条件 | 規模 | 6,895.84㎡ (登記面積) | |
| | 形状 | ほぼ整形 | |
| | 間口・奥行 | 間口約37.7m(北側)・奥行約56m | |
| | 高低差等 | 概ね等高 | |
| 接面道路の状況 | 北側 | 幅員約17.5m舗装府道(建築基準法第42条1項1号) | |
| | 西側 | 幅員約9.6m舗装市道(建築基準法第42条1項5号) | |
| | 南東側一部 | 幅員約3.7m里道(建築基準法上の道路ではない) | |
| | 接道状況 | 概ね等高接面・三方路 | |
| 土地の利用状況等 | 現況 | 11階建の共同住宅の敷地 | |
| | 東側 | 倉庫等 | |
| | 西側 | 市道、公園 | |
| | 南側 | 店舗 | |
| | 北側 | 府道、公園 | |
| 供給処理施設 | 上水道 | あり | |
| | ガス配管 | あり | |
| | 下水道 | あり | |
| | (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。 | | |
| 土壌汚染等 | 目的土地及び分筆前土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人・法人の所有者名及び田・宅地の登記簿地目が確認された。過去の住宅地図によると、確認できる昭和36年頃は未利用地であった。昭和41年頃から電気工業の工場として利用されていたが、その後、昭和54年に目的建物が建築され、現在に至る。現在、対象物件を含め周囲に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。現地調査及びヒアリングからも特段の情報は得られなかった。しかしながら、目的土地及び周辺土地の利用履歴から、土壌汚染の可能性は排除できないと判断した。なお土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な(専門)調査を要する。 | | |
| 特記事項 | 特になし | | |

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

| | | |
|--------------------------|---|--------------------------|
| マンション名 | 八戸ノ里スカイハイツ | |
| 建物の用途 | 共同住宅 総戸数205戸（居宅205戸） | |
| 建築時期及び 経済的残存耐 用年数等 | 建築年月日（登記記載） | 昭和54年4月17日新築 |
| | 経過年数 | 約47年 |
| | 経済的残存耐用年数 | 約3年 |
| 構 造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根11階建 | |
| 仕 様 | 屋 根 | コンクリート金コテ押えの上、露出アスファルト防水 |
| | 外 壁 | コンクリート打放しの上吹付タイル |
| | その他 | — |
| 設 備 等 | エレベーター2基、駐車場103台（月額6,000円～8,500円 現在空きあり）、駐輪場、バイク置場、管理人室等 | |
| 建物の品等 | 普通程度 | |
| 管理の形態等 | 管理組合： 八戸ノ里スカイハイツ管理組合 管理方式： 委託管理 管理会社： 株式会社長谷工コミュニティ 管理形態： 日勤 | |
| 管理の状況 | 普通程度 | |
| 特 記 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕積立金(令和7年12月31日現在) 368,995,845 円 ・ 目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。 ・ 検査済証あり（ただし、集会所についての検査済証なし） ・ 改修計画あり（2027年に大規模修繕工事予定）。 | |

(2) 専有部分の概要

| | | |
|------------------|--|---------------------------------------|
| 構 造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 | |
| 位 置 | 10階 (1014号室) 開口部の方位：東向き (中間住戸) | |
| 床 面 積 | 58.64㎡ | |
| 間 取 り | 2LDK | |
| 仕 様 | 天 井 | ビニールクロス等 |
| | 床 | フローリング等 |
| | 内 壁 | ビニールクロス等 |
| | 設 備 | キッチン、洗面所、浴室、トイレ |
| | その他 | 電気温水器 |
| 保 守 管 理 の 状 態 | 普通程度。経年相応の損傷、劣化が存するほか、内壁の破損が複数個所 (リビング、南東側洋室、キッチン等) 確認された。 | |
| 管 理 費 等 | 管理費 | 5,540 円(月額) |
| | 修繕積立金 | 9,860 円(月額) |
| | 滞 納 額 | あり (令和8年1月19日現在) 15,400 円(令和8年1月分) |
| 専有部分の 利用状況等 | 現況調査報告書記載のとおり。 | |
| 特 記 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理会社によれば、上記管理費、修繕積立金のほかに、水道料金 2,971円 (検針、奇数月請求) の滞納がある。管理規約によれば上記滞納額については買受人に請求できるとされている。 ・ 設備等の稼働の状況を確認したものではない。 | |

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

| 再調達原価 (円/㎡) | 専有面積 (㎡) | 現価率 | 建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ) |
|----------------|-------------|------|-------------------------------------|
| ア | イ | ウ | |
| 350,000 | 58.64 | 0.07 | 1,437,000 |

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約47年

経済的残存耐用年数 約3年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数}3\text{年} / (\text{経過年数}47\text{年} + \\ &\quad \text{経済的残存耐用年数}3\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.07 \end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

| 標準画地価格 (円/㎡) ア | 個別格差 イ | 地積 (㎡) ウ | 建付減価 エ | 敷地権割合 オ | 敷地権価格 (円) (千円未満四捨五入) カ(ア×イ×ウ×エ×オ) |
|----------------------|-----------|----------------|-----------|---------------------------|---|
| 262,000 | 1.05 | 6,895.84 | 0.95 | $\frac{5,864}{1,277,073}$ | 8,275,000 |

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 東大阪-42

$$\text{公示価格等} \quad \text{時点修正} \quad \text{標準化補正} \quad \text{地域格差} \quad \text{標準画地価格}$$

$$342,000\text{円}/\text{m}^2 \times 102.9/100 \times 100/104 \times 100/129 = 262,000\text{円}/\text{m}^2$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

| 接面・方位 | 規模 | 形状 | その他 | 総合 (相乗積) |
|---------------|------|------|------|----------|
| 1.04 二方路+4 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.04 |

◇地域格差：

| 街路 | 接近 | 環境 | 行政 | 総合 (相乗積) |
|--------------|------------------|------------------|------------------|----------|
| 0.97 幅員-3 | 1.10 最寄駅距離+10 | 1.10 居住環境等+10 | 1.10 許容容積率+10 | 1.29 |

イ 個別格差：

| 接面・方位 | 規模 | 形状 | その他 | 総合 (相乗積) |
|----------------------------|------|------|------|----------|
| 1.05 三方路+5 (南東側里道の効用なし) | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.05 |

ウ 地積：登記面積による。

エ 建付減価：建物と敷地の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

3 積算価格 (敷地権付建物の積算価格)

| 建物価格 (円) ア | 敷地権価格 (円) イ | 個別格差 (階層・位置・品等) ウ | 積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ((ア+イ)×ウ) |
|------------------|-------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 1,437,000 | 8,275,000 | 1.04 | 10,100,000 |

ウ 個別格差：

| 階層 | 位置 | 品等程度 | その他 | 総合 (相乗積) |
|------------------|-----------------|------|------|----------|
| 1.04 10階/11階建 | 1.00 東向・中間住戸 | 1.00 | 1.00 | 1.04 |

II 比準価格の試算

| 基準階の比準価格 (円/㎡) ア | 個別格差 (階層・位置・品等程度) イ | 専有面積 (㎡) ウ | 比準価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ) |
|------------------------|---------------------------|------------------|-----------------------------------|
| 191,000 | 1.04 | 58.64 | 11,648,000 |

ア 基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1㎡あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

| 番号 | ① | ② |
|------|------------|------------|
| 所在 | 東大阪市西岩田3丁目 | 東大阪市西岩田2丁目 |
| 構造 | SRC造 | SRC造 |
| 階 | 6F/11F | 14F/14F |
| 面積 | 約59㎡ | 約67㎡ |
| 建築時期 | 昭和54年4月 | 昭和57年6月 |
| 取引時点 | 平成31年2月 | 令和5年7月 |
| 取引形態 | 競売 | 競売 |
| 事例価格 | 143,000円/㎡ | 197,000円/㎡ |
| その他 | 3LDK | 3LDK |

(比準表)

| 番号 | 事例価格 (円/㎡) ア | 事情 補正 イ | 時点 修正 ウ | 標準化 補正 エ | 地域品 等比較 オ | 建物品 等比較 カ | 試算価格 (円/㎡) (千円未満四捨五入) |
|--|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| ① | 143,000 | $\frac{100}{100}$ | $\frac{107}{100}$ | $\frac{100}{80}$ | $\frac{100}{100}$ | $\frac{100}{100}$ | 191,000 |
| ② | 197,000 | $\frac{100}{100}$ | $\frac{103}{100}$ | $\frac{100}{115}$ | $\frac{100}{90}$ | $\frac{100}{103}$ | 190,000 |
| 事情補正：取引形態の種別，取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層，位置，形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード，築年数，保守管理状況等を考慮 | | | | | | 基準階の比準価格 (円/㎡) 191,000 | |

イ 個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（I 3ウ）と同じ。

Ⅲ. DCF法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるため、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

| 5年間の 有効純収益 現価の合計 | 正味復帰価格の現価 | | | | | | | 収益価格 |
|------------------------|----------------|-------------|---------------|-----------|-------------|-----------|------------------------|-------------------------|
| | 6年目期末 有効純収益 | 最終還元 利回り | 5年目期末 売却価格 | 売却費用 | 復帰価格 | 複利 現価率 | 正味復帰 価値現価 | |
| | | | | 売却価格×5% | | 割引率 6.0% | | |
| ア | イ | ウ | エ(イ÷ウ) | オ | カ(エーオ) | キ | ク(カ×キ) | ケ(ア+ク) |
| 2,153 千円 (27.6%) | 556 千円 | 7.0% | 7,943 千円 | 397 千円 | 7,546 千円 | 0.74726 | 5,639 千円 (72.4%) | 7,792 千円 (100.0%) |

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上、上記のとおり査定した。

オ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は、一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

[単位：千円]

| 項目 | | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 |
|-----------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| ア 収入 | 支払賃料 | 780 | 780 | 780 | 780 | 780 | 780 |
| | 共益費収入 | 66 | 66 | 66 | 66 | 66 | 66 |
| | 駐車場収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 可能総収益 | 846 | 846 | 846 | 846 | 846 | 846 |
| | 空室損失 | △ 42 | △ 42 | △ 42 | △ 42 | △ 42 | △ 42 |
| | 貸倒損失 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 有効総収益 | 804 | 804 | 804 | 804 | 804 | 804 |
| イ 支出 | 維持管理費 | 66 | 66 | 66 | 66 | 66 | 66 |
| | 修繕費 | 118 | 118 | 118 | 118 | 118 | 118 |
| | 公租公課 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| | 損害保険料 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 運営支出合計 | 248 | 248 | 248 | 248 | 248 | 248 |
| | 資本的支出 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 総費用合計 | 448 | 248 | 248 | 248 | 248 | 248 | |
| ウ 経費率 (運営支出/可能総収益) | | 29% | 29% | 29% | 29% | 29% | 29% |
| エ 有効純収益 | | 356 | 556 | 556 | 556 | 556 | 556 |
| オ 複利現価率 (割引率6.0%) | | 0.94340 | 0.89000 | 0.83962 | 0.79209 | 0.74726 | |
| カ 有効純収益の現価 | | 336 | 495 | 467 | 440 | 415 | |

IV 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の取引動向・実態等を考慮して、積算価格に10%、比準価格に80%、収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

| | 占有減価前 の試算価格(円) ア | 占有減価 イ | 試算価格(円) (千円未満四捨五入) ウ=ア×イ |
|----------|------------------------|-----------|--------------------------------|
| ① 積算価格 | 10,100,000 | 1.00 | 10,100,000 |
| ② 比準価格 | 11,648,000 | 1.00 | 11,648,000 |
| ③ 収益価格 | | | 7,792,000 |
| ④ 調整後の価格 | 11,108,000 | | |

イ 占有減価：

本件の場合には減価不要であり、1.00とした。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

| 調整後の 価格(円) ア | 市場性 修正 イ | 競売市場 修正 ウ | 滞納管理費等 相当額の減価 エ | その他の控除 減価(敷金等) オ | 評価額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ |
|--------------------|----------------|-----------------|-----------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 11,108,000 | 0.95 | 0.70 | 0.99 | 0 | 7,310,000 |

イ 市場性修正： 土壌汚染の存する可能性、アスベスト含有形成材の使用可能性が存することを考慮して減価を行った。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価： 代金納付に至るまでの管理費等の滞納相当額を割合的に控除した。

オ その他の控除減価(敷金等)：本物件においては特に控除すべきものはない。

第6 参考価格資料

1 地価公示 東大阪-42

所 在 : 東大阪市小阪1丁目217番3「小阪1-10-35」
価 格 : 342,000円/㎡
位 置 : 近鉄奈良線 河内小阪駅 北方 約270m (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 1,501㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 南 7.8m 市道、背面道
用途指定等 : 商業地域 (建ぺい率80%, 容積率400%)、防火地域
地域の概要 : 中高層マンション等が建ち並ぶ地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 (家屋) : 2,558,620円
土地の符号 1 : 712,623,001円 (持分 : 5,864/1,277,073)

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図
- 3 地積測量図
- 4 建物図面
- 5 間取略図

以 上
(No. 26-5)

附 属 资 料

物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 東大阪市西岩田三丁目111番地3

建物の名称 八戸ノ里スカイハイツ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 西岩田三丁目111番3の1014

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 10階部分 58.64平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 東大阪市西岩田三丁目111番3

地 目 宅地

地 積 6895.84平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

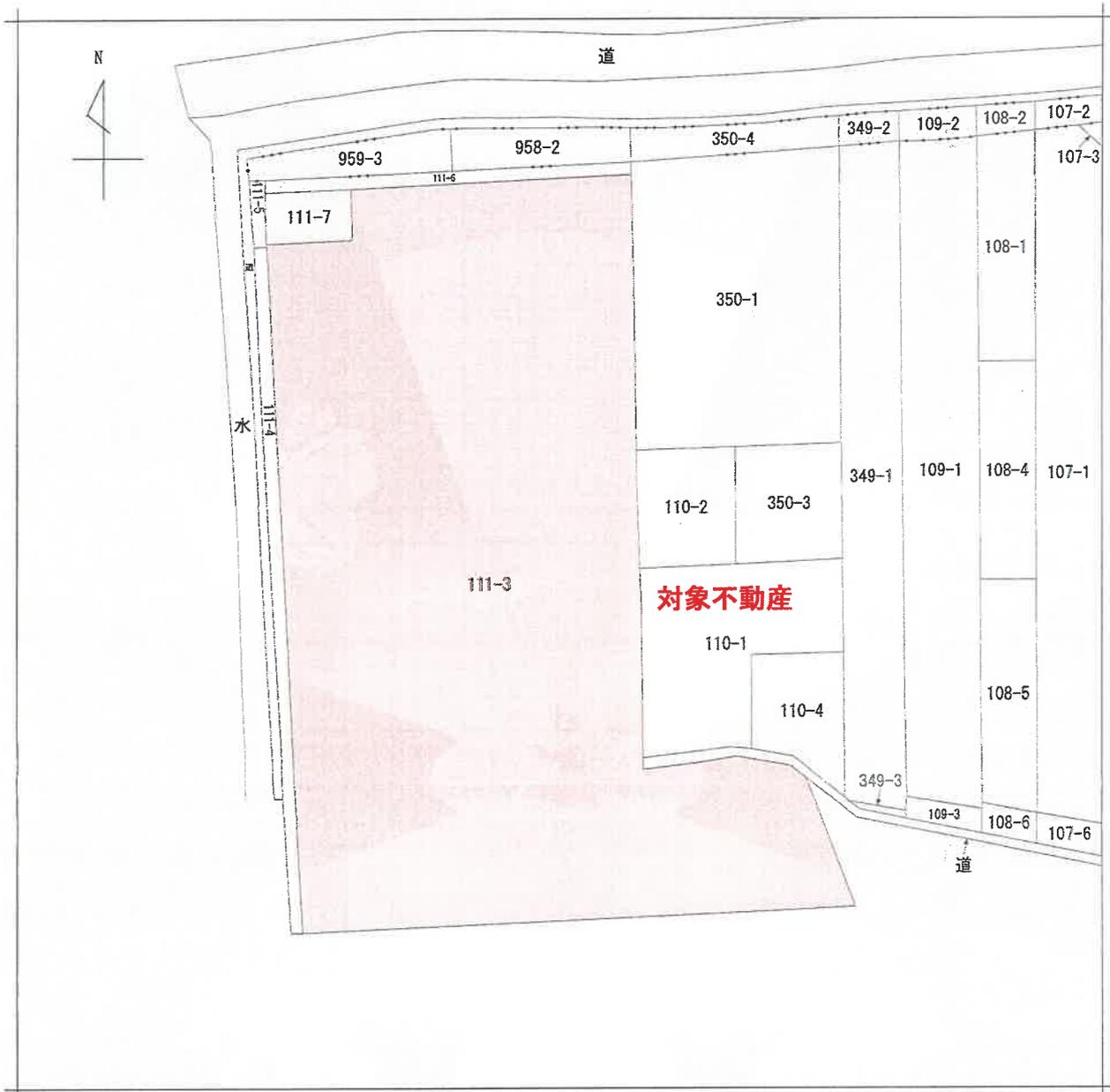
敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1277073分の5864



地理院地図
GSI Maps





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 新家3丁目

| | | | | | | |
|-------|------|------------|-----------|------|-----------|--|
| 請求分 | 所在 | 東大阪市西岩田三丁目 | | 地番 | 111番3 | |
| 出力 | 縮尺不明 | 精度区分 | 座標系又は記号 | 分類 | 地図に準ずる図面 | |
| 作成年月日 | | | 備付年月日(原図) | 種類 | 旧土地台帳附属地図 | |
| | | | | 補記事項 | | |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和7年10月29日

東京法務局

地図整理番号：M93711

登記官

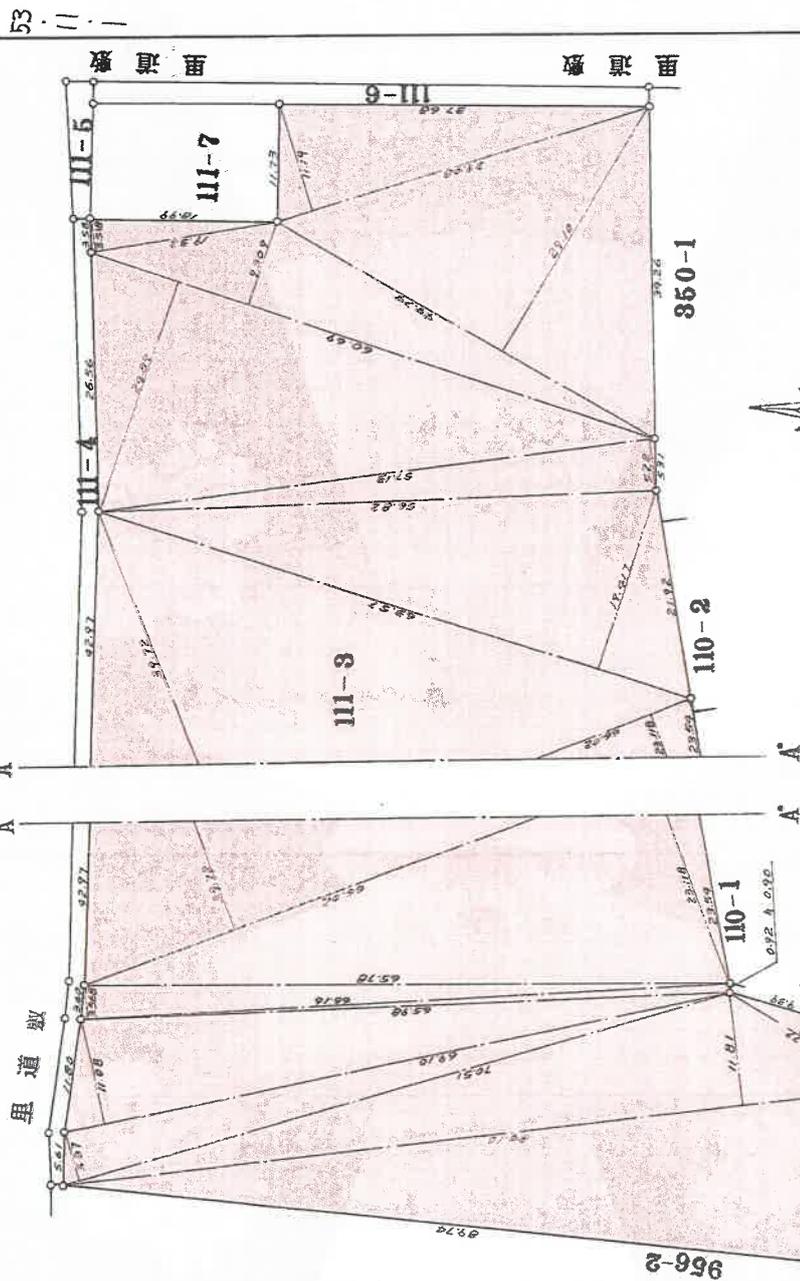
(1/1)

前後新 地積測量図

地番 111-3
土地の所在 東大阪市西岩田3丁目

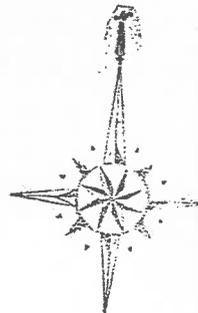
5137004

登記年月日：昭和53年11月1日



111-3 求積

| | | | | |
|-------|---|--------|---|------------|
| 53.48 | X | 11.19 | = | 597.7812 |
| 44.74 | X | 29.10 | = | 1301.9340 |
| 19.32 | X | 3.518 | = | 67.96716 |
| 60.69 | X | 9.307 | = | 564.96271 |
| 60.69 | X | 29.89 | = | 1810.8791 |
| 37.13 | X | 5.28 | = | 301.6469 |
| 63.57 | X | 19.417 | = | 1234.33867 |
| 66.02 | X | 39.78 | = | 2622.3149 |
| 66.02 | X | 23.118 | = | 1526.25096 |
| 66.16 | X | 3.568 | = | 236.05888 |
| 66.16 | X | 0.90 | = | 59.5490 |
| 69.10 | X | 11.08 | = | 765.6280 |
| 70.51 | X | 5.37 | = | 378.6381 |
| 84.10 | X | 11.81 | = | 993.2210 |
| 18.17 | X | 2.84 | = | 51.6158 |
| 10.06 | X | 1.44 | = | 14.4864 |
| 89.79 | X | 19.06 | = | 1710.4444 |
| 20.61 | X | 0.69 | = | 14.2209 |
| 計 | | | = | 13791.6682 |
| 1/2 | | | = | 6895.8341 |



縮尺 1/500

申請人

昭和53年7月21日(作製)

作製者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
大阪法務局東大阪支局(特製)

昭和7年10月29日 東京法務局

登記官

A4判に縮小

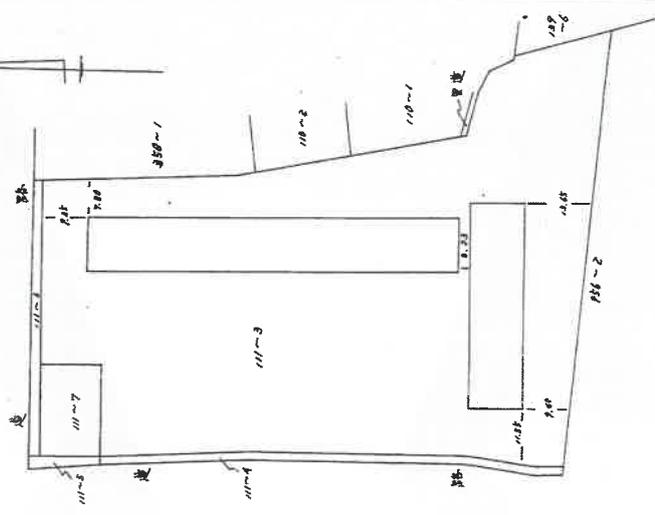
建物図面
(各階平面図)

54 5.30

| | |
|-------|-----------------|
| 家屋番号 | |
| 建物の所在 | 東大阪市石田町丁目 111番地 |

1棟の建物の表示

- 111-3-101 ~ 111-3-103
- 111-3-105 ~ 111-3-119
- 111-3-201 ~ 111-3-203
- 111-3-204 ~ 111-3-219
- 111-3-301 ~ 111-3-319
- 111-3-401 ~ 111-3-419
- 111-3-501 ~ 111-3-519
- 111-3-601 ~ 111-3-619
- 111-3-701 ~ 111-3-719
- 111-3-801 ~ 111-3-819
- 111-3-901 ~ 111-3-918
- 111-3-1001 ~ 111-3-1018
- 111-3-1101 ~ 111-3-1118



縮尺 1/1000

申請人

(昭和54年5月)日作成

製作者

登記年月日：昭和54年5月30日

6195001

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和7年10月29日 東京法務局

登記官

A4判に縮小

建物図面

家屋番号 西岩田3丁目111番
3-1014
建物の所在 東大阪市西岩田3丁目111番地3

各階平面図

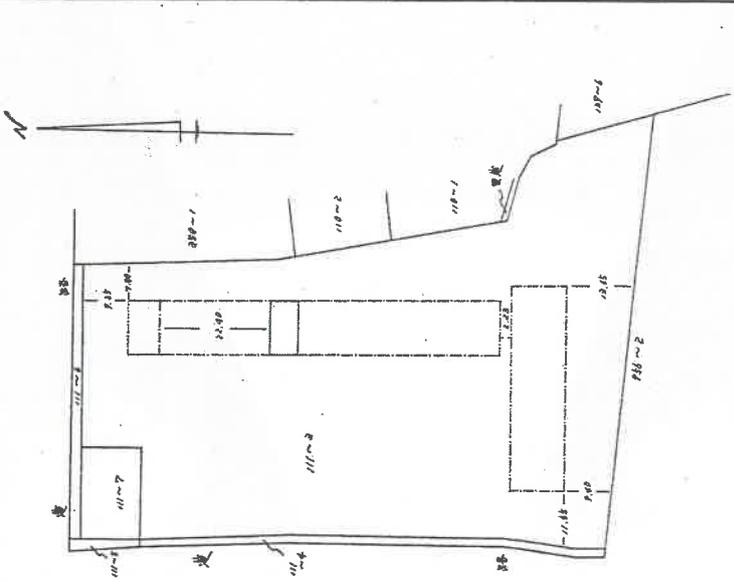
10階部分



床面積 58.64㎡

床面積 58.64㎡

専有部分の表示



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/1000

登記年月日：昭和54年5月30日

6195183

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支庁管轄)

令和7年10月29日 東京法務局

登記官

地図整理番号：M93712 (2/3)

A4判に縮小

建物図面 2/2
(各階平面図)

家屋番号

111-3-901~111-3-918, 111-3-1001~111-3-1018
111-3-1101~111-3-1118

建物の所在
東大阪市西若田5丁目 111番地3

9階 ~ 11階

1棟の建物の表示



62.75 x 11.00 = 690.62500
42.20 x 11.00 = 464.20000

床面積 1220.45㎡



縮尺 1/500

申請人

(昭和54年5月23日作成)

作製者

登記年月日：昭和54年5月30日

6195003

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和7年10月29日 東京法務局

登記官

